

吸収分割に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2021 年 7 月 12 日

株式会社マツモトキヨシホールディングス

2021 年 7 月 12 日

吸収分割に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1
株式会社マツモトキヨシホールディングス
代表取締役社長 松本 清雄

当社（以下「マツモトキヨシホールディングス」といいます。）は、株式会社ココカラファインヘルスケア（以下「ココカラファインヘルスケア」といいます。）との間で、2021 年 10 月 1 日を効力発生日として、ココカラファインヘルスケアを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とする、ココカラファインヘルスケアの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割（以下「本吸収分割」といい、本吸収分割に係る吸収分割契約を、以下「本吸収分割契約」といいます。）を実施いたします。

なお、本吸収分割は、株式会社ココカラファイン（以下「ココカラファイン」といいます。）とマツモトキヨシホールディングスの間における、マツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社、ココカラファインを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）の効力発生を条件として無対価で実施する予定であり、本吸収分割に関して、ココカラファインヘルスケアにおいては、会社法第 784 条第 2 項本文の規定に基づく簡易吸収分割の手続により株主総会の決議による承認を受けずに、マツモトキヨシホールディングスにおいては、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づく簡易吸収分割の手続により株主総会の決議による承認を受けずに行う予定です。

本吸収分割に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 1 号）

本吸収分割は効力発生時点で完全親子会社となる予定の会社間において行われるため、本吸収分割に際し、マツモトキヨシホールディングスは株式その他の金銭等の交付を行いません。

3. ココカラファインヘルスケアに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 4 号）

(1) 最終事業年度（2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで）に係る計算書類等の内

容（会社法施行規則第 192 条第 4 号イ）

別紙 2 に記載のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 192 条第 4 号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 192 条第 4 号ハ）

① MKCF 分割準備株式会社（以下「シナジー創出会社」といいます。）との吸収分割

ココカラファインヘルスケアは、2021 年 4 月 28 日付で、シナジー創出会社との間で、2021 年 10 月 1 日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインヘルスケアを分割会社、シナジー創出会社を承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

4. マツモトキヨシホールディングスの最終事業年度（2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで）の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 192 条第 6 号イ）

(1) 株式会社マツモトキヨシグループの新設分割

マツモトキヨシホールディングスは、2021 年 4 月 28 日付で、2021 年 10 月 1 日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、マツモトキヨシホールディングスを分割会社として、株式会社マツモトキヨシその他の子会社等の株式の保有及び経営管理等を主たる目的とする株式会社マツモトキヨシグループを設立する新設分割に係る新設分割計画を作成いたしました。

(2) シナジー創出会社との吸収分割

マツモトキヨシホールディングスは、2021 年 4 月 28 日付で、シナジー創出会社との間で、2021 年 10 月 1 日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、マツモトキヨシホールディングスを分割会社、シナジー創出会社を承継会社として、マツモトキヨシホールディングスの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

(3) ココカラファインとの吸収分割

マツモトキヨシホールディングスは、2021 年 4 月 28 日付で、ココカラファインとの間で、2021 年 10 月 1 日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

5. 本吸収分割が効力を生ずる日以後におけるマツモトキヨシホールディングスの債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第7号）

マツモトキヨシホールディングスの2020年12月31日現在の連結貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ365,562百万円及び123,134百万円です。また、本吸収分割によりマツモトキヨシホールディングスがココカラファインヘルスケアから承継する予定の資産及び負債の2020年12月31日現在における帳簿価額は、それぞれ330百万円及び0百万円です。

また、2020年12月31日から現在に至るまでマツモトキヨシホールディングスの資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、本吸収分割の効力発生日までに予測されるマツモトキヨシホールディングスの資産及び負債の額の変動を考慮しても、本吸収分割後に見込まれるマツモトキヨシホールディングスの資産の額は負債を十分に上回る見込みです。

さらに、マツモトキヨシホールディングスは本吸収分割以外にも2021年10月1日を効力発生日とする以下の新設分割及び吸収分割（下表参照）を行う予定ですが、当該新設分割及び吸収分割並びに本吸収分割の効力発生日以後においても、マツモトキヨシホールディングスの資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。

以上の点、並びに、マツモトキヨシホールディングスの収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、マツモトキヨシホールディングスが負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

（本吸収分割以外に実施する新設分割）

（単位：百万円）

新設会社	分割する事業部門	(2020年12月31日現在)	
		承継資産帳簿価額	承継負債帳簿価額
株式会社マツモトキヨシグループ	株式会社マツモトキヨシその他の子会社等の株式の保有及び経営管理等を主たる目的とする機能	101,355	22

（本吸収分割以外に実施するマツモトキヨシホールディングスが分割会社となる吸収分割）

（単位：百万円）

承継会社	承継する事業部門	(2020年12月31日現在)	
		承継資産帳簿価額	承継負債帳簿価額
シナジー創出会社	営業企画・運営支援機能等	119,490	100,331

（本吸収分割以外に実施するマツモトキヨシホールディングスが承継会社となる吸収

分割)

(単位：百万円)

分割会社	承継する事業部門	(2020 年 12 月 31 日現在)	
		承継資産帳簿価額	承継負債帳簿価額
ココカラファイン	本部機能	371	－

以上

別紙1 吸収分割契約の内容

次ページ以降をご参照ください。



吸収分割契約書

株式会社ココカラファイン ヘルスケア（以下「HC 社」という。）及び株式会社マツモトキヨシホールディングス（以下「M 社」という。）は、2021 年 4 月 28 日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本吸収分割）

HC 社及び M 社は、本契約の規定に従い、M 社を承継会社、HC 社を分割会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」という。）の方法により、HC 社の本部機能に関する別紙「承継対象権利義務明細表」記載の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）を M 社に承継させ、M 社はこれを承継する。

第 2 条（当事者の商号及び住所）

HC 社及び M 社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) M 社（承継会社）

商号：株式会社マツモトキヨシホールディングス（2021 年 10 月 1 日付で株式会社マツキヨココカラ&カンパニーに変更予定）

住所：千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1

(2) HC 社（分割会社）

商号：株式会社ココカラファイン ヘルスケア

住所：神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号

第 3 条（承継する権利義務に関する事項）

1. M 社は、本吸収分割により、HC 社から承継対象権利義務を効力発生日において承継する。
2. 前項の規定による債務の承継は、全て重疊的債務引受の方法による。但し、当該債務について HC 社が履行その他の負担をしたときは、HC 社は、M 社に対して、当該負担の全額について求償することができる。
3. M 社は、本吸収分割の効力発生後に第 1 項に基づき HC 社から M 社に承継された債務以外の HC 社の債務について履行その他の負担をした場合、HC 社に対して、当該負担の全額について求償することができる。

第 4 条（本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

M 社は、本吸収分割に際し、M 社が前条第 1 項に基づき承継する承継対象権利義務の対価を支払わない。

第 5 条（M 社の資本金等の額）

本吸収分割により M 社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第 6 条（効力発生日等）

1. 本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2021 年 10 月 1 日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、HC 社及び M 社は協議し合意の上、これを変更することができる。
2. 本吸収分割は、株式会社ココカラファイン（以下「**C 社**」という。）と M 社との間の 2021 年 2 月 26 日付株式交換契約に基づく M 社を株式交換完全親会社、C 社を株式交換完全子会社とする株式交換の効力が生じていることを停止条件として、その効力を生じるものとする。

第 7 条（株主総会）

1. HC 社は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、本契約についての同法第 783 条第 1 項の株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。
2. M 社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本契約についての同法第 795 条第 1 項の株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。

第 8 条（本吸収分割の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、HC 社及び M 社は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本吸収分割を中止することができる。

第 9 条（競業避止義務の免除）

HC 社は、本吸収分割に関して、競業避止義務を負わない。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、法令等に定められた本吸収分割の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、又は第 8 条に基づき本吸収分割が中止された場合には、その効力を失う。

第 11 条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、HC 社及び M 社は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

（以下余白）

本契約成立の証として、本書 2 通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 4 月 28 日

HC 社： 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号
株式会社ココカラファイン ヘルスケア
代表取締役社長 塚本 厚志



本契約成立の証として、本書 2 通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 4 月 28 日

M 社： 千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1
株式会社マツモトキヨシホールディングス
代表取締役社長 松本 清雄



承継対象権利義務明細表

効力発生日において、本吸収分割により M 社が HC 社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、M 社が HC 社から承継する資産及び債務については、HC 社の 2020 年 12 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

HC 社の本部機能に属する投資有価証券の一切

2. 知的財産権

HC 社の本部機能に属する知的財産権の一切

3. 契約（雇用契約を除く）

HC 社の本部機能に関連する HC 社が締結又は過去に承継した契約（本効力発生日時点で有効なものに限る。以下本項において同じ。）上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。なお、雇用契約は、下記 4 のとおりとする。

4. 雇用契約

HC 社の本部機能に主として従事する従業員との間で締結された労働契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。但し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成 12 年法律第 103 号）第 5 条第 1 項に基づき異議を述べた従業員（もしあれば）は除く。

5. 許認可等

HC 社の本部機能に属する、HC 社が保有する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令等に基づき承継可能なもの。

以上

別紙2 ココカラファインヘルスケアの最終事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

2020年4月1日から
2021年3月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 財産および損益の状況の推移

(2021年3月31日現在)

区 分	2017年度 第66期	2018年度 第67期	2019年度 第68期	2020年度 第69期(当期)
売上高 (百万円)	369,967	380,071	382,377	336,257
営業利益 (百万円)	13,314	12,428	12,816	10,542
経常利益 (百万円)	15,519	14,629	14,925	12,645
当期純利益 (百万円)	8,819	8,889	8,356	4,769
1株当たり当期純利益 (円)	1,088.85	1,199.13	835,645.48	476,916.28
総資産 (百万円)	150,527	139,456	140,537	137,426
純資産 (百万円)	84,474	34,807	38,604	39,395
1株当たり純資産額 (円)	10,428.98	3,480,791.31	3,860,416.76	3,939,519.60

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

(2) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社に関する事項

当社の親会社は、株式会社ココカラファインで、同社は当社の普通株式
10,000株(議決権比率100%)を保有しております。

②親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社との間で、「覚書(経営指導および業務委託)」等を締結しておりますが、当該取引をするに当たっては、当該契約の必要性および取引条件が客観的な基準に基づいて決定されていること等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、取締役会において多面的な議論を経て決定しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

(3) 主要な事業内容

当社は、医薬品、健康食品、化粧品および日用雑貨品の仕入販売を主な事業としております。

(4) 主要な事業所

本 社	横浜市港北区新横浜三丁目17番6号
北海道事務所	札幌市中央区南三条西一丁目3番地4
関東事務所	横浜市港北区新横浜三丁目17番6号
信越事務所	新潟市西区大野町3269番地
東海事務所	愛知県名古屋市西区宝地町340
関西事務所	大阪市中央区南船場二丁目7番30号
中四事務所	広島市中区本通5番8号
九州事務所	福岡市早良区飯倉六丁目24番20号
直 営 店 舗	全国 1,287 店舗

(5) 従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5,650名(5,466名)	183名増(405名減)	37.2歳	6.0年

(注) 従業員数は、就業人員であり、() 内にパートタイマーおよびアルバイト(1日8時間換算)を外数で記載しております。

(6) その他会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	23,040,000 株
(2) 発行済株式の総数	8,100,000 株
(3) 株主数	2
(4) 大株主	

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社ココカラファイン	10千株	100%

(注) 当社は自己株式 8,090 千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2021年3月31日現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
塚本 厚志	代表取締役社長	株式会社ココカラファイン 代表取締役社長 株式会社C F I Z 取締役 株式会社フタツカホールディングス 取締役
山本 剛	取締役	株式会社ココカラファイン 取締役副社長 株式会社岩崎宏健堂 取締役 株式会社ココカラファインアソシエ 取締役 株式会社ココカラファインソレイユ 取締役 株式会社愛安住 取締役 株式会社フタツカホールディングス 取締役
中山 和亮	取締役	株式会社C F I Z 代表取締役社長
児玉 憲男	取締役	—
渡辺 玲一	取締役	株式会社ココカラファイン 取締役 株式会社フタツカホールディングス 取締役
今富 論	取締役	—
森 志信	取締役	—
坂本 朗	監査役	株式会社ココカラファイン 監査等委員である取締役

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

①取締役の報酬等の総額

区 分	報酬額の総額		報酬等の種類別の総額		支給人員
		基本報酬	業績連動報酬等 (年次インセン ティブ報酬)	非金銭報酬等 (中長期インセ ンティブ報酬)	
取締役	73百万円	37百万円	21百万円	14百万	6人
監査役	—	—	—	—	0人
合 計	73百万円	37百万円	21百万円	14百万	6人

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

E Y新日本有限責任監査法人

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

20 百万円

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社親会社および当社は、「倫理綱領」を定め、企業が存立を継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役員および従業員が公平で高い倫理観に基づいて行動し、「良き企業市民」として広く社会から信頼されるよう、以下の体制にて取り組んでまいります。

イ. 本社長を委員長とするコンプライアンス・リスクコントロール委員会にてコンプライアンスならびにリスクに関して検討・対処し、重要な事項については本社長が主宰するグループ経営会議にて重ねて審議すること等を中心としてコンプライアンスの推進、教育・研修を行います。

ロ. 本社長直轄の内部監査室が定期的および随時に実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令・定款および社内諸規程に準拠して、適正・妥当かつ合理的に行われているか、また会社の制度・組織・諸規程が妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社の財産の保全ならびに経営効率の向上を図り、内部統制システムの構築・改善に努めます。

ハ. 外部専門機関を通報窓口とする内部通報制度（リスクホットライン）を設け、社内の自浄作用による問題の早期是正を図ります。

また、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済活動や社会の発展を妨げる反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫くとともに、あらゆる関係の排除に努めます。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社親会社および当社は、取締役会、グループ経営会議をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および文書管理規程等に基づき、その保存媒体に応じて適正かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理いたします。

当社グループの会社情報の適時開示体制については、東京証券取引所に対し

て適時開示体制の概要を公表するとともに、「内部情報管理規程」等の規程を制定し、組織的な対応を実施しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社親会社および当社は、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生の可能性に応じ、事前に適正な対応策を準備する等、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応をとってまいります。

当社親会社および当社は、リスク管理体制の重要性を認識し、その基礎としてコンプライアンス・リスク管理規程を定めるとともに、本社社長が主宰するグループ経営会議やコンプライアンス・リスクコントロール委員会において、リスク管理に関する重要事項を審議する等、リスク管理体制の充実を図ってまいります。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社親会社および当社は、会社全体の将来ビジョンと目標を基本としつつ、環境変化に対応して中期経営計画および単年度経営計画を策定いたします。これら経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図ってまいります。

また、本社社長が主宰するグループ経営会議を設け、取締役会の議論を充実させるべく事前審査を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当社の業務の執行および施策の実施等について審議し、意思決定を行ってまいります。取締役の職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者および責任・執行手続きの詳細について定め、効率的に職務が執行できる体制とします。

⑤監査役がその職務を補助すべく使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社には、現在、監査役の職務を補助すべき専任の使用人はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することにしております。なお、当該使用人を置いた場合には、その任命・解任・評価・人事異動・賃金の改定について監査役の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保するものといたします。

⑥監査役の職務の執行について生じる費用、または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の遂行について生じる費用の前払、または償還の手続その他の当該職務について生じる費用または償還の処理については、監査役の請求等に従い速やかに処理することとしております。

⑦監査役でない取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査

役への報告に関する報告体制およびその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告することにしております。

監査役は、取締役会ほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、グループ経営会議などの重要な会議に出席し、必要に応じて取締役または使用人に業務執行状況に関する説明を求めます。また、当社の会計監査人から監査内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図っております。

また、内部通報制度による通報情報や不正事故等についても、内部監査室長が社長および監査役へ報告することにしております。また、内部通報による通報を理由に通報者に不利益を課してはならないことを社内規程で定めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンス・リスク管理体制

当社親会社および当社は、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、本社長を委員長とするコンプライアンス・リスクコントロール委員会を当事業年度において4回開催し、グループ事業のコンプライアンス・リスクに関わる事項について検討対処いたしました。

また、当社親会社および当社は同規程に基づき、内部通報窓口「リスクホットライン」を運用しており、社内への周知およびその活用を図り、コンプライアンス・リスクコントロール委員会にその内容が報告されております。

②取締役の職務執行について

当社は、取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令・定款に則って行動するよう徹底しております。取締役会を当事業年度において7回開催し、法令または定款に定められた事項および経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行っております。

③監査役の職務の執行について

監査役は、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会やグループ経営会議等の重要な会議へ出席するなどして情報収集に努め、必要がある場合には意見を述べ、また代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的な情報交換を行うことで、取締役の職務執行が法令・定款に違反していないか等を確認しております。

7. 株式会社の状況に関するその他の重要な事項

株式会社ココカラファインと株式会社マツモトキヨシホールディングス（以下「マツモトキヨシホールディングス」といいます。）とは、両社の経営統合

(以下「本経営統合」といいます。)の実施について合意し、2021年2月26日付で経営統合契約および株式交換契約(株式会社ココカラファインを株式交換完全子会社、マツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社とする株式交換に係る株式交換契約であり、2021年6月29日開催予定の株式会社ココカラファインおよびマツモトキヨシホールディングスの定時株主総会の承認を得られることを条件とし、2021年10月1日を効力発生日とします。以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。また、本経営統合のための一連の取引の一環として、株式会社ココカラファインおよび株式会社ココカラファインの完全子会社である当社は、2021年4月28日に開催したそれぞれの取締役会の決議に基づき、次の吸収分割契約を締結しました。

- ①株式会社ココカラファインを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、株式会社ココカラファインの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約
- ②株式会社ココカラファインを分割会社、MKCF分割準備株式会社(マツモトキヨシホールディングスの完全子会社。以下「シナジー創出会社」といいます。)を承継会社とし、株式会社ココカラファインの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約
- ③当社を分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、当社の本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約
- ④当社を分割会社、シナジー創出会社を承継会社とし、当社の営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約

- (注) 1. 上記契約はいずれも、本株式交換契約に基づく株式交換の効力が発生していることを条件とするものであり、2021年10月1日を効力発生日とします。
- 2. 上記契約①②に基づく吸収分割は、会社法第784条第2項本文の規定に基づく簡易吸収分割の手続きにより、株式会社ココカラファインの株主総会の決議による承認を受けずに行う予定です。
 - 3. 上記契約③④に基づく吸収分割は、会社法第784条第2項本文の規定に基づく簡易吸収分割の手続きにより、当社の株主総会の決議による承認を受けずに行う予定です。

第 69 期 計 算 書 類

(2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで)

株式会社ココカラファイン ヘルスケア

貸 借 対 照 表

(2021 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	76,997	流 動 負 債	91,226
現金及び預金	3,382	買掛金	32,377
売掛金	17,775	関係会社預り金	45,092
商品	45,305	リース債務	110
前払費用	2,118	未払金	3,069
未収入金	8,064	未払費用	3,356
その他	351	未払法人税等	238
固 定 資 産	60,428	未払事業所税	214
有形固定資産	27,683	預り金	1,444
建物	11,401	前受収益	63
構築物	355	賞与引当金	1,763
機械及び装置	1,000	ポイント引当金	3,485
車両運搬具	6	その他	11
工具、器具及び備品	3,521	固 定 負 債	6,804
土地	10,322	リース債務	106
リース資産	252	退職給付引当金	4,044
建設仮勘定	823	株式給付引当金	54
無形固定資産	2,609	資産除去債務	1,847
のれん	1,031	その他	751
借地権	463	負 債 合 計	98,030
ソフトウェア	1,112	(純 資 産 の 部)	
施設利用権	1	株 主 資 本	39,292
投資その他の資産	30,135	資 本 金	50
投資有価証券	375	資本剰余金	15,236
関係会社株式	183	その他資本剰余金	15,236
長期貸付金	4	利益剰余金	77,831
長期前払費用	973	利益準備金	31
繰延税金資産	7,725	その他利益剰余金	77,800
差入保証金	7,018	固定資産圧縮積立金	0
敷金	13,863	別途積立金	29,609
破産更生債権等	33	繰越利益剰余金	48,190
その他	126	自 己 株 式	△53,824
貸倒引当金	△167	評価・換算差額等	102
		その他有価証券評価差額金	102
		純 資 産 合 計	39,395
資 産 合 計	137,426	負 債 ・ 純 資 産 合 計	137,426

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 2020年4月1日から
2021年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		336,257
売上原価		235,325
売上総利益		100,932
販売費及び一般管理費		90,389
営業利益		10,542
営業外収益		
受取利息	44	
受取配当金	7	
発注処理手数料	1,061	
情報提供料収入	365	
受取家賃	888	
固定資産受贈益	96	
その他	695	3,159
営業外費用		
支払利息	48	
賃貸費用	992	
その他	14	1,056
経常利益		12,645
特別利益		
固定資産売却益	775	
その他	0	775
特別損失		
商品統合関連費用	4,600	
固定資産売却損	11	
賃貸借契約解約損	108	
固定資産除却損	46	
減損損失	1,025	
その他	232	6,025
税引前当期純利益		7,395
法人税、住民税及び事業税	2,500	
法人税等調整額	125	2,626
当期純利益		4,769

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計	
		その他資本剰 余金	資本剰余金合 計	利益準備 金	その他利益剰余金					利益剰余 金合計
					固定資産 圧縮積立 金	別途積立 金	繰越利益 剰余金			
2020年4月1日残高	50	15,173	15,173	31	0	29,609	47,504	77,145	△53,824	38,543
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△4,178	△4,178		△4,178
当期純利益							4,769	4,769		4,769
合併による増加		63	63				95	95		158
固定資産圧縮積立 金の取崩					△0		0	－		－
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額（純額）										－
事業年度中の変動額 合計	－	63	63	－	△0	－	686	686	－	749
2021年3月31日残高	50	15,236	15,236	31	0	29,609	48,190	77,831	△53,824	39,292

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日残高	60	60	38,604
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△4,178
当期純利益			4,769
合併による増加			158
固定資産圧縮積立金の取崩			－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	41	41	41
事業年度中の変動額合計	41	41	791
2021年3月31日残高	102	102	39,395

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は
移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 投資その他の資産(その他一長期前払費用)

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に帰属する額を計上しております。

③ ポイント引当金

ポイントカードの利用による売上値引きに備えるため、使用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④ 退職給付引当金

i .退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ii .数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、下記のとおり各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数により按分した額を費用処理しております。

会社名	年数	費用処理の方法	
株式会社ココカラファインヘルスケア	10 年	定額法	発生年度の翌事業年度から費用処理
旧セガミメディクス株式会社	10 年	定率法	発生年度から費用処理
旧株式会社コダマ	10 年	定率法	発生年度から費用処理

また、過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5 年）による定額法により処理しております。

⑤ 株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の従業員への株式会社ココカラファイン株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、6 ～20 年間で均等償却しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

	金額（百万円）
有形固定資産	27,683
無形固定資産（のれんを含む）	2,609
減損損失	1,025

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、固定資産のグルーピングをしております。のれんについては、関連する事業資産を含むより大きな単位でグルーピングをしております。

当事業年度においては、市場価額が著しく下落している又は営業活動から生じる損益が継続的にマイナスである資産グループについて減損の兆候を認識し、減損対象となった資産グループは、回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しました。

各資産グループの回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のうち、いずれかの高い方の金額で測定しております。使用価値は、取締役会で承認された翌事業年度の予算を基礎として作成された将来キャッシュ・フローを割引率（5.1%）で割り引いて算出しております。重要性の高い資産グループの不動産についての正味売却価額は、不動産鑑定評価額もしくは路線価に基づく評価額及び固定資産税評価額を基準として算出しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローは、過去の経験や外部情報及び内部情報を反映して作成した翌事業年度の予算を基礎として算出されており、その主要な仮定は、売上高伸長率、処方回数等であります。主要な仮定は、経済条件等の変化によって影響を受ける可能性があります。主要な仮定に見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、新型コロナウイルスの影響は今後も不透明な状況が続くと予想されますが、翌事業年度の予算は、計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、翌事業年度においても影響が継続するものの徐々に回復するものと仮定して作成しております。今後の経過によっては、実績値に基づく結果が仮定と異なる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	39,503百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)	
短期金銭債権	12百万円
短期金銭債務	789百万円
長期金銭債務	1百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業費用	4,360 百万円
営業取引以外の取引による取引高	
収入分	10 百万円
支出分	45 百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度末 株式数
発行済株式	
普通株式 (株)	8,100,000
自己株式	
普通株式 (株)	8,090,000

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	4,178	417,822	2020年3月31日	2020年6月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,384	238,458	2021年3月31日	2021年7月1日

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	5百万円
ポイント引当金	1,202百万円
賞与引当金	608百万円
退職給付引当金	1,395百万円
減価償却費損金算入限度額	535百万円
減損損失	2,173百万円
資産除去債務	1,548百万円
資産調整勘定	436百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	57百万円
長期前払費用損金算入限度超過額	101百万円
その他	560百万円
小計	8,626百万円
評価性引当額	△662百万円
繰延税金資産合計	7,963百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△50百万円
資産除去債務	△162百万円
固定資産評価益	△14百万円
その他	△10百万円
繰延税金負債合計	△237百万円

繰延税金資産(負債)の純額

7,725百万円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
建 物	524	351	120	52
合 計	524	351	120	52

② 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1 年内 26百万円

1 年超 88百万円

合 計 115百万円

リース資産減損勘定の残高 61百万円

③ 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料 27百万円

リース資産減損勘定の取崩額 10百万円

減価償却費相当額 16百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の資金調達、資金運用は、親会社であります株式会社コカロファインが当社を含むグループ全体の財務機能・資金管理機能を集約し、実施しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、未収入金、差入保証金及び敷金に係る顧客の信用リスクは、与信管理を行い、リスク軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。未収入金につきましては主として仕入先に対するリベートに関するものであります。営業債務である買掛金はすべて1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権については、卸販売管理規程に従って、商品部が主要な取引先の与信管理を行い、状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、有価証券運用管理規程に従って、財務部が定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務については、仕入管理規程に従って、商品部が仕入業務を遂行するとともに支払い条件の管理を行い、財務部へ支払額を通知しております。財務部が資金管理事務取扱規程に基づき、資金管理を行います。また、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を考慮しながら、流動性リスク管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	3,382	3,382	—
(2) 売掛金	17,775	17,775	—
(3) 未収入金	8,064	8,064	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	341	341	—
(5) 差入保証金 貸倒引当金	6,788 △0		
差引	6,788	6,870	81
(6) 敷金 貸倒引当金	13,059 △0		
差引	13,059	12,693	△366
資産計	49,412	49,128	△284
(7) 買掛金	(32,377)	(32,377)	—
(8) 関係会社預り金	(45,092)	(45,092)	—
負債計	(77,469)	(77,469)	—

(*) 負債に計上されるものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 差入保証金 (6) 敷金

これらは、返還時期の見積を行い、返還までの期間に対応した国債利回りに信用リスクを加味した割引率で将来キャッシュ・フローの見積額を割り引いて算定しております。

また、貸借対照表計上額については、店舗の退去時に必要とされる原状回復工事に伴って回収が見込めない金額を控除しております。

負債

(7) 買掛金 (8) 関係会社預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額 33 百万円）は、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券その他有価証券」に含めておりません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

当社の親会社および主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社 ココカラ ファイン	横浜市 港北区	20,184	ドラッグストア・調剤 事業	(被所有) 直接100.00	グループ会社間の資金 の融通	CMSによる資金 の預かり	37,025	関係会社 預かり金	45,092
							※1、※2 利息の支払 ※3	45	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) ※1 取引金額は平均残高を記載しております。

※2 担保の差入および受入は行っておりません。

※3 市場金利を反映して合理的に決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

3,939,519円60銭

(2) 1株当たり当期純利益

476,916円28銭

12. 重要な後発事象に関する注記

経営統合に関する吸収分割契約等の締結

株式会社マツモトキヨシホールディングス（以下「マツモトキヨシホールディングス」とする。）と株式会社ココカラファイン（以下「ココカラファイン」とする）は、2021年2月26日付「株式会社マツモトキヨシホールディングスと株式会社ココカラファインとの経営統合に関する経営統合契約の締結のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、両社の間の経営統合（以下「本経営統合」とする。）に係る経営統合契約及び本経営統合のための一連の取引の一環としてマツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社とし、ココカラファインを株式交換完全子会社とする、株式交換（以下「本株式交換」とする。）に係る株式交換契約の締結を決議した旨を公表しておりますが、2021年4月28日に開催したそれぞれの取締役会の決議に基づき、本経営統合のための一連の取引の一環として新設分割計画の作成及び以下の吸収分割契約の締結をいたしました。

- ① 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインの完全子会社である株式会社ココカラファインヘルスケア（以下「ココカラファインヘルスケア」とする。）を分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
- ② 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインヘルスケアを分割会社、マツモトキヨシホールディングスの全額出資子会社であるMKCF分割準備株式会社を承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。

第 69 期 計算書類に係る附属明細書

(2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで)

株式会社ココカラファイン ヘルスケア

1. 有形固定資産および無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額
有形 固定 資産	建 物	10,741	2,625	667 (605)	1,298	11,401	23,347
	構 築 物	331	80	14 (13)	42	355	1,273
	機 械 及 び 装 置	246	806	—	52	1,000	196
	車 両 運 搬 具	2	6	0	2	6	12
	工具、器具及び備品	3,934	1,268	200 (195)	1,479	3,521	13,685
	土 地	10,342	310	330	—	10,322	—
	リ ー ス 資 産	436	17	24 (19)	177	252	986
	建 設 仮 勘 定	694	823	694	—	823	—
	有形固定資産計	26,730	5,938	1,933 (833)	3,052	27,683	39,503
無形 固定 資産	の れ ん	275	833	—	77	1,031	
	借 地 権	468	0	2 (0)	3	463	
	ソ フ ト ウ ェ ア	1,124	594	308 (0)	299	1,112	
	施 設 利 用 権	1	0	0	0	1	
	無形固定資産計	1,871	1,428	310 (0)	380	2,609	

(注) 1.減損損失金額を()書きにて表示しております。

2.当期増加の主な内容は、次の通りであります。

建 物 主として新規出店と店舗改装に伴う増加であります。

機 械 及 び 装 置 主として新物流センター設立に伴う増加であります。

工具、器具及び備品 主として新規出店と店舗改装に伴う増加であります。

ソ フ ト ウ ェ ア 主として基幹システム改修に伴う増加であります。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	181	—	13	167
賞与引当金	1,800	1,763	1,800	1,763
ポイント引当金	3,529	4,966	5,009	3,485
退職給付引当金	3,795	465	217	4,044
株式給付引当金	142	51	139	54

3. 販売費および一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
販 売 手 数 料	2,391	
広 告 宣 伝 費	1,535	
役 員 報 酬	73	
給 料	33,822	
賞 与	1,762	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	1,759	
退 職 給 付 費 用	935	
法 定 福 利 費	5,044	
水 道 光 熱 費	2,735	
消 耗 品 費	1,078	
賃 借 料	23,597	
減 価 償 却 費	3,178	
の れ ん の 償 却 額	77	
そ の 他	12,397	
計	90,389	

監査役の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

監査役は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役、その他の使用人、親会社の取締役（監査等委員を含む）、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

株式会社ココラファインヘルスケア
監 査 役 坂 本 朗